

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和5年 9月 5日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和5年9月5日(火) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	西 村 晴 繁	出
2	森 田 利 光	出	三津	迎 幹 生	出
3	伊 東 祐 則	出	大曲	福 田 勝 一	出
4	元 石 久 隆	出	吉田	北 島 知 典	出
5	米光 由喜子	出	田手	松 田 隆 広	出
			豆田	牛 島 洋	出
7	中 村 佐代子	出	箱川	生 島 賢 二	出
8	伊 東 憲 幸	出			
9	柿 本 利 憲	出			
10	隈本 たつ子	出			

4. 本総会書記

事務局	[局 長] 多良 和孝(欠席)	副課長 長野 充貴 係員 牟田 あすか
-----	-----------------	------------------------

5. 議事録署名委員の指名 5番 米光 由喜子 委員 7番 中村 佐代子 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	3件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和5年度 第4号農用地利用集積計画(案)の決定案件	11件

- 事務局長（代理） 皆さんおはようございます。只今より令和 5 年 9 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。本日は議会の関係で事務局長が欠席ですので、代わりに私が進行をさせていただきます。

それではまず、会長の挨拶をお願いします。

- 会長 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

（会長 挨拶）

- 事務局長（代理） それでは本日の出席委員ですが、10 名中 10 名ですので定足数に達しておりますので、総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。続きまして、議事録署名委員の指名を行います。

5 番 米光 由喜子 委員、7 番 中村 佐代子 委員、議事録署名をお願い致します。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長をお願い致します。

（会長、これより議長に変わる。）

- 議長 ではこれより、議事に入ります。

（議事を朗読）

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知書案件について説明を求めます。

- 事務局長（代理） 1 ページをご覧ください。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知書案件 整理番号合意解約-1 について説明します。この案件につきましては、1 ページ目から 3 ページ目まですべて合意解約-1 となっております。これは借受人と貸付人がすべて同じで、場所と期間が違っておりますので、すべて整理番号を合意解約-1 に統一し、場所と期間ごとに整理をしております。

（整理番号 合意解約-1 を朗読）

この土地につきましては、旧三田川地区の方ならご存じかと思いますが、

以前養殖場をされておりまして、開田され農地となっておりますので、地目は宅地、もしくは雑種地になっているところがほとんどであるという状況でございます。続きまして、合意解約-2～3 について説明します。

(整理番号 合意解約-2～3 を朗読)

説明は以上です。

- 議長 この件につきましては、報告案件です。
続きまして、第 1 号議案となりますが、都合により第 2 号議案から進めていきたいと思いをします。

(株式会社〇〇 〇〇氏、〇〇事務所 〇〇氏 入室)

- 議長 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明を求めます。

- 事務局長（代理） 12 ページをご覧ください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

(整理番号 5-1 を朗読)

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地のため、第一種農地となります。転用目的である、特定建築条件付売買予定地は、住宅、その他の申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

14 ページに位置図、19、20 ページに断面図、21 ページに建物平面図、22 ページに建物立面図を添付しております。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。ではまず、地元委員の〇〇委員、ご意見を願います。

- 〇番（〇〇委員） こちらは去年、農振除外がでていたところですが。周辺地区においても高齢化が進んでおり、管理が難しい状況です。西側も住宅化が進んでおりますので、転用はやむを得ないと思いをします。

○ 議長 地元最適化推進委員である〇〇委員、ご意見をお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 いくつか質問をよろしいでしょうか。

AB 断面、CD 断面がありますが、AB 断面について左側の高さが 60 センチの盛り土ということと、CD 断面で 80 センチの盛り土ということですが、道路高から若干上がるくらいで見た目が低いかなと思ったのですが、これで問題ないのでしょうか。

○ 株式会社〇〇 〇〇氏 問題ないと考えています。

○ 〇〇最適化推進委員 それと左側の道路脇には用水路が入っておりますけれども、これは全然触らずということでの工事ということではよろしいでしょうか。

○ 株式会社〇〇 〇〇氏 はい、そうです。

○ 〇〇最適化推進委員 はい。では私の意見ですが、農業委員の〇〇さんからお話がありました通り、昨年農業委員会の中で意見聴取をされた案件ですが、北側は農地が広がっているところではありますけれども、南側も住宅地が広がってきており、私としてもやむを得ないかなと思っているところです。

○ 議長 はい、他に委員さんで意見のある方はいらっしゃいませんか。

○ 〇番（〇〇委員） 排水関係は西側のほうにいくんですか？

○ 株式会社〇〇 〇〇氏 東側と南側に側溝を新設しますが、最終的には東側の水路に流れていきます。

○ 事務局長（代理） 一番南側も含め、排水はすべて東側側溝に流れていくということではよろしいでしょうか。

○ 株式会社〇〇 〇〇氏 そうです。

○ 議長 県の開発行為にもかかっていると思いますが、その兼ね合いで調整池という話がでた場合はどうされるのですか？

○ 株式会社〇〇 〇〇氏 その場合は、どこかに調整池を設けるというところで計画を見直したいと思いますが。

○ 議長 10,000 m²を超えたら調整池は義務付けられると思いますが、今回 8,000 m²ということで非常にそのあたりが気になる場所ですが。東側の水路の水量については下流の地区から苦情

がでるのではないかという心配があります。

- ○○最適化推進委員 井柳川のほうに流れていくとなると、うちの部落はまたかという思いがあります。面積どうこうの前に調整池は必ず作っていただきたい。下に住んでいる住民のことも汲んでください。

- 株式会社○○ ○○氏 では、南側の公園のところに公園兼調整池ということで整備するというのはいかがでしょうか。

- ○○最適化推進委員 そうしてください。

- ○番(○○委員) 自分の住んでいる地区でも道路はほとんど舗装していて大雨の時はコンクリだと吸い込まないので、どんどん水が流れて恐ろしいです。最近は想定していないことが起こってきておりますので、用心しておくに越したことはないと思います。

- 議長 他にありませんか。

- 議長 この案件については県の常設審議委員会にもかかることになりますので、そちらでもいろいろな質問がでると思います。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 はい、では「公園兼調整池を整備する」という農業委員会の意見をもちまして、この案件に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 事務局長(代理) この件については、町の開発協議もあっております。開発協議の会議には私が出席しましたが、農業委員会の意見は総会後に回答となっております。そちらのほうにも「公園兼調整池を整備する」という農業委員会の意見をもって会議に付していきたいと思います。

(株式会社○○ ○○氏、○○事務所 ○○氏 退室)

(○○氏 入室)

○ 議長 では、第 1 号議案に戻りたいと思います。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づき許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。

○ 事務局長 (代理) 6 ページにお戻りください。

(整理番号 3-1 を朗読)

所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、12 ページの調査書のとおりで、第 2 項についてはすべて該当しないとなっております。

(第 2 項 6 号の地域調和を朗読)

8 ページに位置図、9 ページに字図の写し、10 ページに集成図、11 ページに地役権設定箇所の平面図を添付しております。農地として表面上は今まで通り使われるということで、今回は権利のみ設定されるということになります。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の○○委員、ご意見をお願いします。

○ ○番 (○○委員) はい、6 ページにあるとおり、令和 5 年 6 月に転用許可が出ていて、もうだいが家もできております。今回の 3 条の申請ですが、現場に行くともう工事はできあがっておられる。もう水量計もついておられます。要は、総会前にすでに工事が終わっているということです。ですので、私の一存でどうこうできませんので、今回当事者に来ていただきました。

○ 議長 分かりました。では、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 私もこの前現場を見に行ったところ、水量計まで付けられておりましたのでもうここまで進んでいるのかとびっくりした次第です。

○ 議長 はい。では○○さん、この件で説明をお願いします。

○ ○○氏 はい、畑に水道管を埋設するにあたっては本人さんの許可だけでよいと思っておりましたので、申請が遅れてしまったことをまずお詫びしたいと思います。

私の計画では 9 月末には住めるようにというところで、どうしても水道管の工事を急がないといけないというところで自分勝手ではありましたが、3 条申請がいるというのが後からわかりましたので 1 か月遅れになってしまったというところがございます。

ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○ 議長 はい、ほかにご意見のある方はお願い致します。

〇〇さんも来られて陳謝されておりますので、皆さんそのあたりご理解をいただいて、これから採決を取りたいと思います。

では、この案件に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 〇〇氏 ありがとうございます。

(〇〇氏 退出)

○ 議長 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 5 年度第 4 号農用地利用集積計画集計表（案）の決定案件について説明を求めます。

○ 事務局長（代理） 23 ページをご覧ください。農地利用集積計画集計表（利用券設定関係）について今回はすべて更新となっております。全部で 11 筆 30,091 m²となっております。次に 24 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 3,215,076.67 m²、今回計画といたしまして 11,287.13 m²、現在の合計 3,149,033.80 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ 議長 はい、ご意見のある方はお願い致します。

○ 議長 意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。

○ 事務局長（代理） それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

〔閉会 午前 9 時 59 分〕

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づき議事の顛末を記録し、
下記のとおり署名する。

令和 5 年 月 日

吉野ヶ里町農業委員会

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____

議事録作成者 牟田 あすか